

# 茨城県中央環境衛生組合議会公印規程

令和6年4月26日  
議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県中央環境衛生組合議会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「公印」とは、公文書に使用する議会印及び職印をいう。

(公印の種類等)

第3条 公印の種類、ひな形、寸法、個数及び使用範囲は、別表のとおりとする。

(公印の保管)

第4条 公印保管者は、事務局長とする。

(公印台帳)

第5条 事務局長は、公印台帳（別記様式）を備えて全ての公印を登録しなければならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄)

第6条 公印の調製、改刻又は廃棄は、議長の決裁を経て行う。

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、公印保管者に決裁文書を提示し、その承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、令和6年4月26日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	種類	ひな形	寸法	個数	使用範囲
議会印	茨城県中央環境衛生組合 議会之印	1	方 21mm	1	議会名をもってする文書
職印	茨城県中央環境衛生組合 議長之印	2	方 21mm	1	議長名をもってする文書
	茨城県中央環境衛生組合 副議長之印	3	方 21mm	1	副議長名をもってする文書

ひな形

1

議	境	茨
会	衛	城
之	生	県
印	組	央
	合	環

2

議	境	茨
長	衛	城
之	生	県
印	組	央
	合	環

3

副	境	茨
議	衛	城
長	生	県
之	組	央
印	合	環

## 別記様式(第5条関係)

## 公 印 台 帳

公 印 の 種 類			
保 管 場 所		保 管 責 任 者	
使 用 範 囲			
寸 法	縦 横		
使 用 開 始			
廃 止	年 月 日	理 由	
印 影			
備 考			